
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、田畑君、6番、城地君を指名いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第2、「議案第3号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) おはようございます。ただいま上程されました議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号は、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は下記損害賠償請求事件について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により新ひだか町の賠償額243万1,000円で相手方と和解をしようとするものでございます。

本事件については、5月23日開催の第3回町議会臨時会において専決処分報告をいたしました事件と同一の交通事故に伴うものでございまして、改めて概要を御説明いたします。令和6年12月28日午後5時28分頃、教職員が新ひだか町三石本町35番地先の国道を公用車で走行中、ハンドル操作誤りにより相手方が管理する街路灯に衝突し、損壊させたものでございます。本件に係る過失割合につきましては町側が10、相手方がゼロで、損壊をさせた街路灯の賠償額として支払うものでございまして、賠償金は全額町が加入する一般社団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われます。

今回の事故は、教職員の不注意、注意不足により発生したものでございますが、本事件により多くの方々に損害や御迷惑をおかけいたしましたことをこの場をお借りして改めておわび申し上げます。また、今後このようなことが起こらないよう注意喚起をし、交通安全の推進及び交通法規の遵守並びに事故防止を徹底するよう指導に努めてまいりますので、御理解のほど賜りたくお願い申し上げます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、志田君。

○16番(志田 力君) 何点か確認させていただきたいのですけれども、概要のところ、12月28日の夕方ということで、スリップの可能性があったのでしょうか、それともスピードが出過ぎていたとか。

あと、公用車はたしか廃車になったとお聞きしているのですけれども、その辺と、事故を起こした教職員さんの罰則といいますか、車に対してもそうですけれども、立場上の教育委員会の中のそういう罰則規定があれば、どういうものに該当するのか教えていただきたいのと、それとこの街路灯なのですが、参考までに、今後も私たちにも関係する可能性があるので、教えていただきたいのですが、ちょっとしたへこみでも全部建て替えというか、新しくするという事なのか、多少のへこみ具合だったらそのまま、あるいは何とかペンキの塗り替えで済むとか、ちょっとでもへこんだら全部取替えですよという、そういう開発局の中では取決めみたいなものは街路灯に関しては何かそういった部分ありますでしょうか。そこら辺ちょっと教えていただきたいのです。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) まず、1点目でございますけれども、スリップ等によるものかというようところがございましたが、あくまでもこれは運転者の注意不足ということでございまして、当時の路面状況等から考えますと、スリップ等によるものではないと判断されると考えてございます。それから、スピード等についてはそれほど違反になるようなスピードではなかったと認識してございます。

また、罰則等につきましては、今回専決処分の中でも報告をさせていただきましたけがをされた生徒さん等もございまして、こういった物損、人身に関わる事故、こういった事例に照らし合わせまして、今後北海道教育委員会において何らかの処分等がなされるものではないかと認識してございます。

それから、3点目の街路灯の損壊に対する損害賠償の取扱いということになるかと思いますが、あくまでも今回につきましては根元から折れてしまっていて、これを原状復旧する、ゲンキウ復旧するという形ですか、ということになりますので、全て新しいものを造ることになります。この損壊の程度が軽かった場合については、相手方と特にそういった協議についてはしていないので、ここでちょっと申し上げることはできませんが、今回のものについては倒れてしまったので、これについては撤去してございますので、全く新しいものを取り付けるというような、そういうような内容になってございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第3号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第3号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号から議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第3、「議案第4号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)」から「議案第7号 令和7年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)」までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) おはようございます。ただいま上程されました議案第4号から議案第7号について御説明いたします。なお、議案第5号から第7号につきましては、それぞれ担当課長、事務長より御説明をいたします。

今回の補正予算の概要でございますが、国の米関税措置を受けた緊急パッケージに基づく物価高騰対策に対応した重点支援地方創生臨時交付金が全国で1,000億円増額され、そのうち当町に対しまして1,443万2,000円の交付がされることとなり、本交付金を活用した物価高騰対策に係る事業補正のほか、死亡獣畜処理場施設の老朽化に伴う更新整備経費の補正などについて、今回補正をしなければ事務事業の実施に支障を来すものにつきまして計上してございます。また、人事異動等に伴う人件費関係では、これまでと同様に令和7年度当初予算における人件費につきましては令和6年9月1日現在で現員現給を基本として予算計上させていただいておりますが、その後給与改定や令和7年4月1日付の人事異動等の発令に伴いまして整理を行っております。今回の補正額のうち人件費の補正額は会計全体で1億3,180万8,000円の追加でございまして、主な要因といたしましては昨年の人事院勧告に併せて条例改正に伴う給与単価等の改定により追加補正となっております。

なお、各費目の人件費の補正につきましては大変多くございますので、説明は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。また、各会計の歳出事項別明細の後ろに給与費明細書を添付しておりますが、こちらにつきましても説明は省略いたしますので、後ほどお目通しいたきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、議案の説明に入ります。議案第4号は、令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)でございます。

令和7年度新ひだか町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,837万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億7,095万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細で御説明をいたしますので、一般10ページをお開きください。10ページになります。1款、1項、1目 議会費では366万1,000円の減額でございます。職員人件費の

ほか、事業目1 議会運営費では20万円の追加でございまして、新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により期末手当を改正したことに伴う追加でございまして、

2款 総務費及び3款 民生費は、人件費の整理のみとなつてございまして、

少し飛びまして、22ページになります。22ページ中段になります。4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費では5,329万8,000円の追加でございまして、人件費のほか、事業目7 国民健康保険診療所建設等準備経費では5,212万7,000円の追加でございまして、国民健康保険三石診療所の建設予定地に現在建っております職員住宅3棟と職員寮1棟の解体経費につきましては当初予算にて計上してございまして、解体の際に除去するアスベストの含有量が想定よりも多いことが判明したことから、今回撤去費用の増額分を追加するものでございまして、本経費の財源につきましては、過疎債を5,210万円充当してございまして、

26ページに参ります。26ページ中段になります。6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費では2,856万4,000円の追加でございまして、人件費のほか、27ページに参りまして、上段の事業目8 アイヌ農林漁業対策事業では3,040万3,000円の追加でございまして、事業主体は2事業者で、幌毛機械利用組合が草地改良6.99ヘクタール及びトラクター等の機械導入を、有限会社大川農場がモアコンディショナー等の機械導入を予定してございまして、これらの農業経営の安定的な発展を目指す取組に対し補助しようとするもので、本事業の財源として北海道のアイヌ農林漁業対策事業補助金を同額充当してございまして、市町村を経由して行う間接補助事業となつてございまして、

1枚おめぐりください。28ページになります。6目 畜産施設費では2,152万6,000円の追加でございまして、事業目2 堆肥施設管理経費では274万8,000円の追加でございまして、堆肥センターに設置している堆肥識別機の部品破損に伴う修繕料でございまして、事業目3 死亡獣畜処理場管理経費では1,877万8,000円の追加でございまして、本施設の焼却炉は設置後42年が経過しているところですが、近年は老朽化により焼却能力が低下し、焼却時間が長くなっている現状にありますことから、当該施設の更新を行うものでございまして、本事業は、今年度と来年度の2か年で整備を進めてまいります。今年度につきましては12節 委託料1,400万円を計上し、工事に係る実施設計を行い、16節 公有財産購入費では477万8,000円を計上し、用地購入を行い、令和8年度に改築工事を実施するスケジュールとなります。財源につきましては、過疎債を1,870万円充当してございまして、

31ページに参りまして、31ページ下段になります。7款、1項 商工費、2目 商工振興費、事業目1 商工業振興支援事業で400万円の追加でございまして、近年の物価高騰の影響による経費の増額が新規創業の妨げとなっていることから、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、当初予算計上していた創業支援承継支援金に400万円を追加し、事業者の新たな挑戦を漏れなく支援していこうとするもので、財源として重点支援地方創生臨時交付金を同額充当してございまして、

35ページに参ります。35ページ上段になります。8款 土木費、4項 都市計画費、2目 公園費、事業目1 公園管理経費では1億739万3,000円の追加でございまして、古川球場に設置しているスコアボードが経年劣化により使用できない状況でありますことから、LEDを使用したスコアボードを導入し、使用電力の削減と二酸化炭素排出量削減を図った整備を行うもので、財源としては脱炭素債を3,290万円と日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金8,000万円を

充当してございます。

消防費は、人件費のみの整理でございます。

38ページに参ります。38ページ、10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費では2,808万円の追加でございます。人件費のほか、下段に参りまして、事業目11 事務局経費で2,145万2,000円を追加してございまして、こちらは小中学校における教師用端末の更新経費について当初予算において備荒資金組合の制度を活用して整備する予定でございましたが、地方債のデジタル活用推進事業債の活用が可能となりましたことから、地方債財源を活用することとし、予算の組替えを行うもので、当初予算に計上したパーソナルコンピューターほか償還金6万9,000円を減額し、タブレット経費2,152万1,000円を追加するものでございます。

43ページに参ります。6項、1目 学校給食費では1,130万3,000円の追加でございます。人件費のほか、事業目3 学校給食調理経費で1,037万4,000円を追加してございまして、当初予算において物価高騰を考慮した賄い材料費を計上しておりましたが、さらなる食材価格の高騰に伴って予算不足が見込まれますことから、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材等を購入し、栄養バランスに配慮した学校給食の提供と給食費の保護者負担の軽減を図るもので、財源として重点支援地方創生臨時交付金を1,043万2,000円充当しております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、一般7ページにお戻りください。2歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に事業の充当財源として御説明をいたしましたので、説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。なお、今回の収支調整につきましては11款、1項、1目 地方交付税で7,040万4,000円の追加で行ってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、一般4ページをお開きください。4ページです。「第2表 地方債補正(追加)」でございます。起債の目的及び限度額でございますが、死亡獣畜焼却場整備事業で1,870万円、古川公園野球場スコアボード改修事業で3,290万円、小中学校情報通信機器等整備事業で1,940万円、合わせて7,100万円を追加し、限度額を26億2,980万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

下段の地方債補正、変更でございます。国民健康保険診療所施設整備事業について、補正前の限度額に5,210万円を追加し、補正後限度額を1億2,560万円とし、地方債の総額を26億8,190万円にしようとするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

これで私からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 次に、丸山上下水道課長。

〔上下水道課長 丸山 薫君登壇〕

○上下水道課長(丸山 薫君) おはようございます。議案第5号及び議案第6号について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、水道及び下水道事業会計において令和7年4月1日付人事異動等に伴う人件費の整理のみを行っております。

なお、それぞれの議案の後ろに財務諸表等を添付しておりますが、こちらにつきましては説明を省略いたしますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

議案第5号は、令和7年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

第1条は、総則でございまして、令和7年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和7年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款 水道事業費用は314万2,000円を増額し、4億2,255万6,000円に、第1項 営業費用は同じく314万2,000円を増額し、3億9,657万2,000円とし、第2款 簡易水道事業費用は28万円を増額し、1億3,561万1,000円に、第1項 営業費用は同じく28万円を増額し、1億2,883万4,000円にするものでございます。

第3条は、資本的支出の補正になり、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,199万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,825万6,000円、減債積立金3,300万円、建設改良積立金3,300万円及び過年度分損益勘定留保資金8,774万2,000円で補填するものとする。

支出、第1款 水道事業資本的支出は140万4,000円を増額し、8億2,388万円に、第1項 建設改良費は同じく140万4,000円を増額し、7億1,306万3,000円とし、第2款 簡易水道事業資本的支出は30万6,000円を増額し、2億9,423万4,000円に、第1項 建設改良費は同じく30万6,000円を増額し、2億678万2,000円にするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1)職員給与費で457万4,000円を増額し、7,309万9,000円にするものでございます。

以下、各支出明細書につきましては人件費のみの補正でございますので、下水道事業会計補正予算とともに説明は省略いたします。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号について御説明いたします。議案第6号は、令和7年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

第1条は、総則でございまして、令和7年度新ひだか町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和7年度新ひだか町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款 公共下水道事業費用は141万1,000円を増額し、7億8,506万円に、第1項 営業費用は同じく141万1,000円を増額し、7億306万円にするものでございます。

第3条は、資本的支出の補正になり、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,294万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,370万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,924万4,000円で補填するものとする。

支出、第1款 公共下水道事業資本的支出は27万1,000円を増額し、4億5,777万6,000円に、第1項 建設改良費は同じく27万1,000円を増額し、1億5,643万3,000円とし、第2款 特定環境保全公共下水道事業資本的支出は246万4,000円を増額し、2億6,174万8,000円に、第1項 建設改良費は同じく246万4,000円を増額し、1億1,932万4,000円にするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1)職員給与費で333万3,000円を増額し、3,617万6,000円にするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 次に、渡辺町立病院事務長。

[新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇]

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) ただいま上程されました議案第7号につきまして御説明いたします。

今回の補正予算の概要でございますが、人事異動などによる人件費の補正を行おうとするものでございまして、当会計においても一般会計と同様に令和7年度の当初予算では令和6年9月1日現在の現員現給を基本として予算計上しておりますが、その後の給与改定や令和7年4月1日付の人事異動などの発令に伴いまして人件費の整理を行い、その所要額5,163万円を追加計上するものでございます。

なお、説明に当たりましては、給与費に関わる補正予算が大変多くございますので、個々の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案の説明に参ります。「議案第7号 令和7年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)」でございます。

第1条は、総則でございまして、令和7年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正でございまして、令和7年度新ひだか町病院事業会計予算、以下「予算」といいます。第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しようとするものです。

支出の第1款 病院事業費用は5,163万円を追加し、20億2,893万8,000円に、第1項 静内医業費用は4,742万円を追加し、14億4,147万1,000円に、第5項 三石医業費用は420万1,000円を追加し、4億8,707万5,000円にしようとするものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正しようとするものです。

(1)職員給与費を5,164万6,000円追加し、11億2,349万5,000円にしようとするものです。

なお、病院1ページから8ページにつきましてはお目通りいただき、説明は省略させていただきます。

以上で議案第7号の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより4件について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第4号から議案第7号までに対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第4号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号 令和7年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第6号 令和7年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第7号 令和7年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議案第8号 新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

〔総務課長 及川啓明君登壇〕

○総務課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号は、新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例でございます。

この条例は、令和6年6月7日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が令和7年4月1日より施行され、当該改正法において条項ずれが生じたことに伴い、これらの条項を引用している当町の条例について改正しようとするものでございます。

改正する条例は、第1条として新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例、第2条として新ひだか町デジタル手続条例、第3条として新ひだか町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例でございます。関連する3つの条例を一括で改正しようとするものです。

その改正内容についてですが、次のページをお開きください。2ページから3ページに条例新旧対照表を添付しております。後ほど御覧いただきたいと思いますが、いずれも条項ずれに対応し、改正しようとするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するもので、改正法の施行日が令和7年4月1日とされましたが、今回の改正内容が単なる定義規定の改定であるため、法律の施行の日までの遡及適用を行う必要がないため、公布の日から施行するものです。

以上で議案第8号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第8号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第8号 新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第5、「議案第9号 新ひだか町立歌笛総合住民センター条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三上地域振興課長。

〔地域振興課長 三上泰範君登壇〕

○地域振興課長(三上泰範君) ただいま上程されました議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号は、新ひだか町立歌笛総合住民センター条例を廃止する条例制定についてでございます。新ひだか町立歌笛総合住民センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページを御覧ください。新ひだか町立歌笛総合住民センター条例を廃止する条例でございます。

廃止する条例の詳細につきましては「議案第9号参考資料」、新ひだか町立歌笛総合住民センター条例を廃止する条例説明要旨により御説明いたしますので、恐れ入りますが、2ページを御覧

ください。今回廃止しようとする条例につきましては、町民福祉の増進と教育文化の向上に寄与するため昭和48年に設置された施設でありまして、公共施設等総合管理計画に基づき施設の適正配置を進めるため、歌笛地区の6施設、住民センター、久遠生活館、歌笛生活館、稲見生活館、美野和生活改善センター、歌笛会館を住民センターに集約することとしておりますが、設置後50年以上経過し、老朽化も著しく、現行の耐震化基準を満たしていないことから、当該施設を解体し、現在の場所に新しい施設を建設するため廃止しようとするものでございます。

また、施行期日につきましては、令和7年8月1日から施行するものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第9号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第9号 新ひだか町立歌笛総合住民センター条例を廃止する条例制定について」を起立により採決いたします。

なお、本案は、地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定に基づく特別多数議決であり、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし、議長も採決に加わります。ただいまの出席議員は16名でありますので、その3分の2以上は11名以上であります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立する者多数あり〕

○議長(福嶋尚人君) 御着席ください。起立16名であります。ただいまの起立は3分の2以上であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「議案第10号 新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町立病院事務長。

〔新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇〕

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) ただいま上程されました議案第10号について御説明いたします。

議案第10号は、新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定でございまして、新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧願います。新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このたびの条例改正につきましては、新ひだか町立静内病院においてリハビリテーション科を

診療科目として標榜しようとするところから、条文の整理を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、「議案第10号参考資料」、条例の改正説明要旨により御説明いたしますので、恐れ入りますが、2ページをお開き願います。それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。町立静内病院では、令和2年度より専従の療法士を配置し、入院、外来患者様に対し必要なリハビリテーションを提供しておりますが、広域的な周知を行い、今後さらなる増患につなげ、よって地域住民の健康増進を図ることを目的に診療科目としてリハビリテーション科を標榜しようとするものでございまして、1、診療科目の改正として第3条第2項に「(9)リハビリテーション科」を加えるものでございます。

最後に、1ページお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第10号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第10号 新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第11号 新ひだか町第2次総合計画の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

樋爪企画課長。

〔企画課長 樋爪 旬君登壇〕

○企画課長(樋爪 旬君) ただいま上程されました議案第11号について御説明いたします。

議案第11号は、新ひだか町第2次総合計画の変更についてでございまして、新ひだか町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回変更しようとするのは、計画の第1章、基本構想のうち第3節、まちづくりの目標の第2、まちづくりの主要指標に関する部分でございまして、この部分を別紙のとおり変更しようとするものでございます。

1枚おめくりください。まちづくりの主要指標の変更でございまして、目標項目、数値の一部を変更し、参考資料として関連するグラフや表を記載するものでございます。

詳しい内容について御説明いたしますので、恐れ入りますが、2枚おめくりいただき、参考資料の1ページ、計画の変更説明要旨を御覧ください。まず、1点目の変更理由でございますが、新ひだか町における人口の動向や将来展望などをまとめた新ひだか町人口ビジョンが令和7年3月に改定されたことを受け、総合計画で掲げた人口等の目標値も当該ビジョンの改定内容を踏まえて変更するものでございます。

次に、2点目の変更する内容でございますが、上段に変更前、下段に変更後の内容を記載しております。目標項目として掲げた総人口、合計特殊出生率、生産年齢人口比率のうちアンダーライン部分の合計特殊出生率を出生数に変更し、計画策定時の現状値と計画の最終年度となる令和9年の目標値も変更するものでございます。これまで合計特殊出生率、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均が計画策定時の平成28年に1.6人であったのを令和9年に1.60以上を維持することを目標としてきましたが、これを出生数に変更し、平成28年時点の現状、年間181人が令和9年は85人以上が生まれることを目標とするものでございまして、人口ビジョンの改定内容と連動した見直しになっております。

次のページに参りまして、3点目の新ひだか町人口ビジョン2024年度改訂版における将来展望でございますが、人口減少対策に対する基本的なスタンスとして今後も人口減少が進むことを認めつつ、その速度をいかに遅くするかという視点で今後における各種施策の立案や事業成果の検証等を効果的に行うために幾つかの数値目標を設定しているところであります。

ここに人口ビジョンで設定した新ひだか町の目標値として①から③までの3点で記載しておりますが、その内容を説明する前に次のページに表でまとめております人口推計について触れさせていただきますので、1枚おめくりください。資料の3ページとなります。人口ビジョンの基礎となる国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研の令和5年公表データでは、表の下から2段目のとおり、当町の総人口が令和2年では2万1,517人が令和7年には2万人を割り、表の右側、令和22年には1万4,000人台にまで落ち込むと推計されております。この点について、前回の推計、表の上から2段目になりますが、平成30年の推計では令和2年は2万1,069人が令和7年は1万8,000人台となり、表の右端の令和22年では1万2,000人台と推計されていたところでございまして、前回の平成30年の推計と比較して令和5年の推計はやや緩やかな減少傾向となっております。表の下段の町の最新版の人口ビジョン、2024年度版では、政策誘導により令和22年に1万5,000人台を維持しようとするものになっております。

恐れ入りますが、1枚お戻りください。まず、①の自然減の緩和でございますが、自然減は出生数よりも死亡数のほうが多い状況で、国のビジョンでは合計特殊出生率が令和22年には2.07程度まで上昇すると展望されているところですが、令和2年度の確定値では1.33と大きく乖離している状況にあり、また率は分母の増減による影響が大きく、分母となる女性の数が減少していることから、出生数を維持することを目標とし、令和22年の出生数を70人以上とすることを目標としております。

次に、②の社会減の緩和でございますが、社会減は転入よりも転出のほうが多い状況で、進学などにより高校卒業と同時に町外に転出した若者が多いことが大きな要因となっております。前回の国立社会保障・人口問題研究所による推計では、人口の純移動数が年平均で200人の減であったのが最新の推計では120人程度の減という状況であることから、引き続き令和22年までの社会減数を年平均100人程度に抑えることを目標としております。

最後に、③の一定数以上の総人口の確保でございますが、①と②の目標値を達成することにより令和22年の総人口について1万5,000人を確保することを目標としているところでございます。

恐れ入りますが、4ページお戻りいただきまして、議案の1枚目の変更年月日を御覧ください。本議案による計画の変更年月日は、令和7年7月1日にするものでございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第11号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第11号 新ひだか町第2次総合計画の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、「議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

〔総務課長 及川啓明君登壇〕

○総務課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第12号について御説明いたします。

議案第12号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり公共的施設の総合整備計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回の計画の策定につきましては、豊畑辺地、農屋辺地及び延出辺地の3つの辺地でございますが、令和7年度から令和11年度までの新たな計画を策定しようとするものでございます。この総合整備計画書に基づいて実施する公共的施設の整備事業は、その財源として辺地対策事業債の充当が可能となり、元利償還金の80%は地方交付税の額の算定に用いられ基準財政需要額に算入されるものであり、他の地方債と比較し、有利な財源措置がなされるものでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。総合整備計画書、豊畑辺地でございます。1の辺地の概況でございますが、辺地を構成する町村又は字の名称は、日高郡新ひだか町静内豊畑、地域の中心位置は日高郡新ひだか町静内豊畑86番地の5、辺地地点数は138点でございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございますので、お目通し願います。

3の公共的施設の整備計画でございますが、令和7年度から令和11年度までの5年間となって

おります。

表の上段、1つ目でございますが、飲用水供給施設、上豊畑営農飲雑用水施設の道営事業分でございます。事業主体は北海道、事業費は8億6,110万円で、財源内訳は特定財源6億6,735万2,000円、一般財源1億9,374万8,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1億9,360万円。下段、2つ目でございますが、飲用水供給施設、上豊畑営農飲雑用水施設の町営事業分でございます。事業主体は新ひだか町、事業費は1億2,636万5,000円、財源内訳は一般財源1億2,636万5,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1億2,630万円。合計で事業費9億8,746万5,000円、財源内訳は特定財源6億6,735万2,000円、一般財源3億2,011万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は3億1,990万円でございます。

1枚おめくりください。総合整備計画書、農屋辺地でございます。1の辺地の概況でございますが、辺地を構成する町村又は字の名称は、日高郡新ひだか町静内農屋、地域の中心の位置は日高郡新ひだか町静内農屋186番地の1、辺地度数は162点でございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございますので、お目通し願います。

3の公共的施設の整備計画でございますが、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。

整備しようとする施設は1点で、飲用水供給施設、農屋第1地区共同井戸施設で、事業主体は新ひだか町、事業費は935万円、財源内訳は一般財源で935万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は930万円でございます。

1枚おめくりください。総合整備計画書、延出辺地でございます。1の辺地の概況でございますが、辺地を構成する町村又は字の名称は、日高郡新ひだか町三石富澤・三石福畑・三石蓬栄・三石豊岡及び三石西端、地域の中心の位置は日高郡新ひだか町三石富澤1番地の4、辺地度数は216点でございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございますので、お目通し願います。

3の公共的施設の整備計画でございますが、令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。

まず、表の上段の1つ目でございますが、道路は、蓬莱橋で、事業主体は新ひだか町、事業費は7,800万円、財源内訳は特定財源4,680万円、一般財源3,120万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は3,120万円でございます。2つ目でございますが、林道は、二川大橋で、事業主体は新ひだか町、事業費は2,700万円、財源内訳は特定財源1,377万円、一般財源1,323万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1,310万円。3つ目でございますが、集会施設は、延出基幹集落センターで、事業主体は新ひだか町、事業費は2,020万円、財源内訳は一般財源2,020万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2,010万円となっております。最後、下段の4つ目でございますけれども、除雪機械は、除雪ドーザーの購入で、事業主体は新ひだか町、事業費は4,100万円、財源内訳は特定財源2,666万6,000円、一般財源1,433万4,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1,330万円、合計で事業費1億6,620万円、財源内訳は特定財源8,723万6,000円、一般財源7,896万4,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は7,780万円でございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第12号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時46分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第9、「発委第2号 新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、木内君。

〔議会運営委員長 木内達夫君登壇〕

○議会運営委員長(木内達夫君) ただいま上程されました発委第2号につきまして説明いたしますので、別冊の議会関係議案、御覧いただきたいと思います。1枚おめくりください。

令和7年6月17日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 議会運営委員会委員長 木内達夫

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

記

1 件 名

(発委第2号)

新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

1枚おめくりください。

提案の理由

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営

の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたため、当該法律を引用している条文等について改正を行うものでございます。

発委第2号 新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について。

新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正内容につきましては、参考資料によりまして説明いたしますので、3ページを御覧いただきたいと思っております。条例新旧対照表でございますが、左が改正後となっております。第2条第4項中、5行目です、「以下「情報公開条例」という。」を削り、第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、さらに「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表、第39条第1項第1号の項中、1枚おめくりください。「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

第17条第2項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めます。

第19条第1項中「議会の保有する」を削ります。

第2項中「この章において」、さらに「この章及び第49条において」を削ります。

第28条第2項中「この章において」を削ります。

それから、第32条第2項中「この章及び第49条において」を削ります。

第33条第3項中「この章において」を削ります。

それから、第39条第1項中、1枚おめくりください。「この章において」を削りまして、第2項中の「この章及び第49条において」を削ります。

それから、第40条第3項中「この章において」を削ります。

それから、第48条中「第4章」を「前章」に改めると。

それから、第49条中、3行目ですが、後段です。「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

2枚お戻りください。最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

発委第2号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「発委第2号 新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第10、「意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

[8番 本間一徳君登壇]

○8番(本間一徳君)

令和7年6月17日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳
賛成者 同 上池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第5号)

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について

提案理由

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植樹による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など森林吸収材対策を積極的に推進する責務を担っている。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、活力ある森林づくりや道産木材の利用など、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であり意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣 各通
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

環 境 大 臣
復 興 大 臣

本文については、朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第11、「意見書案第6号 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

〔8番 本間一徳君登壇〕

○8番(本間一徳君)

令和7年6月17日

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 本 間 一 徳

賛成者 同 上 下 川 孝 志

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第6号)

北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

提案理由

北海道教育委員会は、中卒者数減などの理由に高等学校の募集停止・再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」をすすめている。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助などの財政措置のほか、やむなく市町村立移管するなど、地元の高校存続に向けた努力をしている。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことができる後期中等教育を保障していくべきであり意見書を

提出する。

提出先 北海道知事 各通
北海道教育委員会教育長

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第12、「意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

[8番 本間一徳君登壇]

○8番(本間一徳君)

令和7年6月17日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳
賛成者 同 上下川孝志

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第7号)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について

提案理由

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに、教職員を安定的に確保するためにも、この制度における国の負担率を1/3から1/2に復元することが重要である。

2024年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.66%(7人に1人)、北海道は17.59%(5.7人に1人)となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充・就学保障の充実を図るよう意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 各通
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣(地方創生担当)

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第13、「意見書案第8号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、建部君。

〔3番 建部和代君登壇〕

○3番(建部和代君)

令和7年6月17日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 建部和代

賛成者 同 上池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第8号)

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書について

提案理由

米国の関税措置に関し、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめ、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって国においては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く求め意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各通
経済産業大臣
経済再生担当大臣

なお、本文の朗読につきましては省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

御審議よろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第14、「意見書案第9号 静内対空射撃場における地对艦誘導弾の射撃訓練の中止を求める要望意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、川合君。

〔11番 川合 清君登壇〕

○11番(川合 清君)

令和7年6月17日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 川合 清

賛成者 同 上 阿部 公一

賛成者 同 上 本間 一徳

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第9号)

静内対空射撃場における地対艦誘導弾の射撃訓練の中止を求める要望意見書について

提案理由

陸上自衛隊は、今月24日から29日の間に、静内対空射撃場で「88式地対艦誘導弾」の発射訓練を行うとしている。

同誘導弾の射程は200kmと言われていたが、能力改良型の配備が進められているが、これの射程距離は1,000kmにもなる。「台湾有事」と米中対立が取りざたされているなか、太平洋に向けてとはいえ、このような訓練に町内外からも懸念の声が上がっている。

「専守防衛」を国是とし、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は永久にこれを放棄する」という憲法9条をもつわが国の自衛隊が行うべき訓練とみなすことはできないので、静内対空射撃場での地対艦誘導弾発射訓練の中止を求める意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各通
防衛大臣

なお、意見書本文の読み上げは省略させていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議がありますので、質疑はありましようか。質疑ありませんか。

田畑君、質疑あるのですか。あるならどうぞ。

5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 私は、この意見書案に賛成できません。私の国の専守防衛ということの範囲内にもあるし、それから騒音についてもまとめられている中に入ると思われますので、これは賛成すべきだと。賛成って反対には賛成できかねません。

○議長(福島尚人君) よく分からないのですけれども、今質疑あるかどうか聞いているので。いいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) これで質疑を終結いたします。

これから「意見書案第9号 静内対空射撃場における地対艦誘導弾の射撃訓練の中止を求める要望意見書について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立する者少数あり〕

○議長(福島尚人君) 御着席ください。起立少数であります。

よって、意見書案第9号は、否決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第15、「意見書案第10号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、川合君。

[11番 川合 清君登壇]

○11番(川合 清君)

令和7年6月17日

新ひだか町議会議長 福島 尚人 様

提出者 新ひだか町議会議員 川合 清

賛成者 同 上阿部 公一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第10号)

戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書について

提案理由

戦後80周年の今年、世界では軍事的な緊張が高まっているが、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞して「被爆の実相と核兵器の非人道性」を語り広げ、核兵器の使用をタブーとする世論のたかまり、ASEANにみられる軍事的な対立でなく、包摂的な平和構想によって緊張を緩和する潮流も生まれている。

戦後80周年の節目にあたり、国は戦争の歴史の教訓に真摯に向き合い、再び戦争の参禍が起きることがないように、対話による平和な世界に貢献する意思を閣議決定のうえ表明することを求め意見書を提出する。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 各通

外務大臣

防衛大臣

なお、意見書本文の朗読は省略させていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 決定することに異議の声がありましたので、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから「意見書案第10号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立する者少数あり〕

○議長(福島尚人君) 着席ください。起立少数であります。

よって、意見書案第10号は、否決されました。

◎議員派遣の件

○議長(福島尚人君) 日程第16、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福島尚人君) 日程第17、「委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和7年第4回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時19分)